

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第七条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、七八八円」に、「一〇、九二三円」を「一一、九六三円」に、「一一、七一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、四三八円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「七、〇四五円」に、「七、〇三八円」を「七、五〇五円」に、「八、〇九三円」を「八、六二三円」に、「八、九五〇円」を「九、二七〇円」に、「九、三九八円」を「九、六二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第三項（次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和七年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については二百十七円を、それぞれ」とする。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

この場合において、同日から令和七年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和六年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、七六八円」とあるのは「一〇、二六三円」と、「一一、九六三円」とあるのは「一一、二四八円」と、「一二、六二五円」とあるのは「一一、九一八円」と、「一三、〇九八円」とあるのは「一二、五九〇円」とし、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「七、〇四五円」とあるのは「六、九六五円」と、「七、五〇五円」とあるのは「七、三八五円」と、「八、六二三円」とあるのは「八、三二〇円」と、「九、二七〇円」とあるのは「九、〇六三円」と

と、「九、六二〇円」とあるのは「九、五〇八円」とする。